

健康保険法の一部改正（令和4年1月施行）

- ◎傷病手当金の支給期間の通算化・・・・・・・・・・ 1～5
- ◎任意継続被保険者制度の見直し・・・・・・・・・・ 6～8
- ◎効果的な予防・健康づくりに向けた保健事業における
健診情報等の活用促進・・・・・・・・・・ 9～11

【現行】 令和3年12月31日まで

4 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。



【改正後】 令和4年1月1日から

4 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から通算して1年6月間とする。

通算化におけるポイント

(1) 総支給日数

- 支給開始日により当該受給者の総支給日数が決まる

(例)

支給開始日

〔 改正前の
満了日の考え方 〕

暦で1年6月

総支給日数

令和4年2月1日 ~ 5年7月31日 ⇒ 546日

令和4年3月1日 ~ 5年8月31日 ⇒ 549日

(2) 支給日数のカウントの仕方

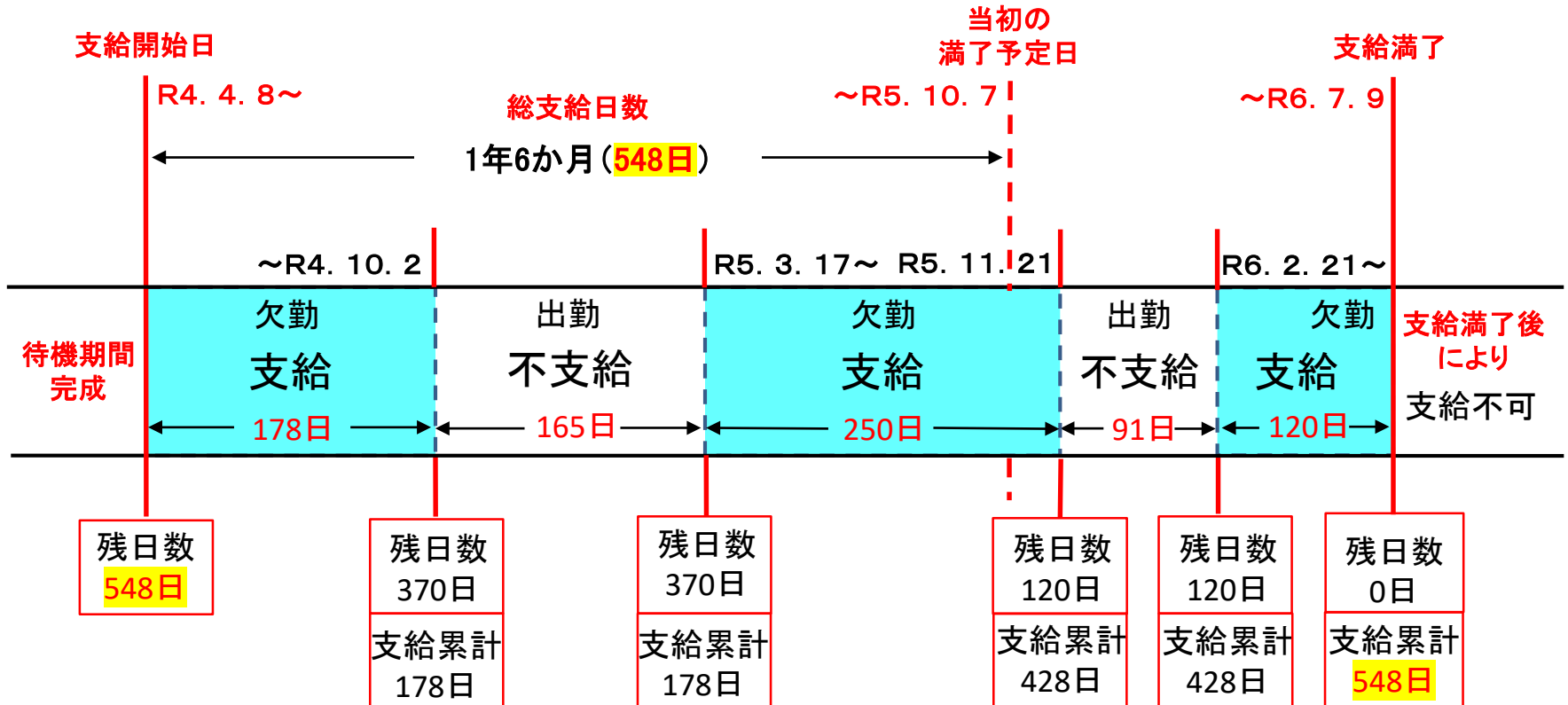
- 出勤により不支給となる期間は、支給日数としてカウントしない
- 報酬や年金との調整により不支給となる期間についても、支給日数としてカウントしない

➔ 調整の結果、一部でも傷手が出る場合、カウントする

支給期間の通算化の考え方

通算化のイメージ

【事例】 支給開始後、出勤による不支給期間があるケース

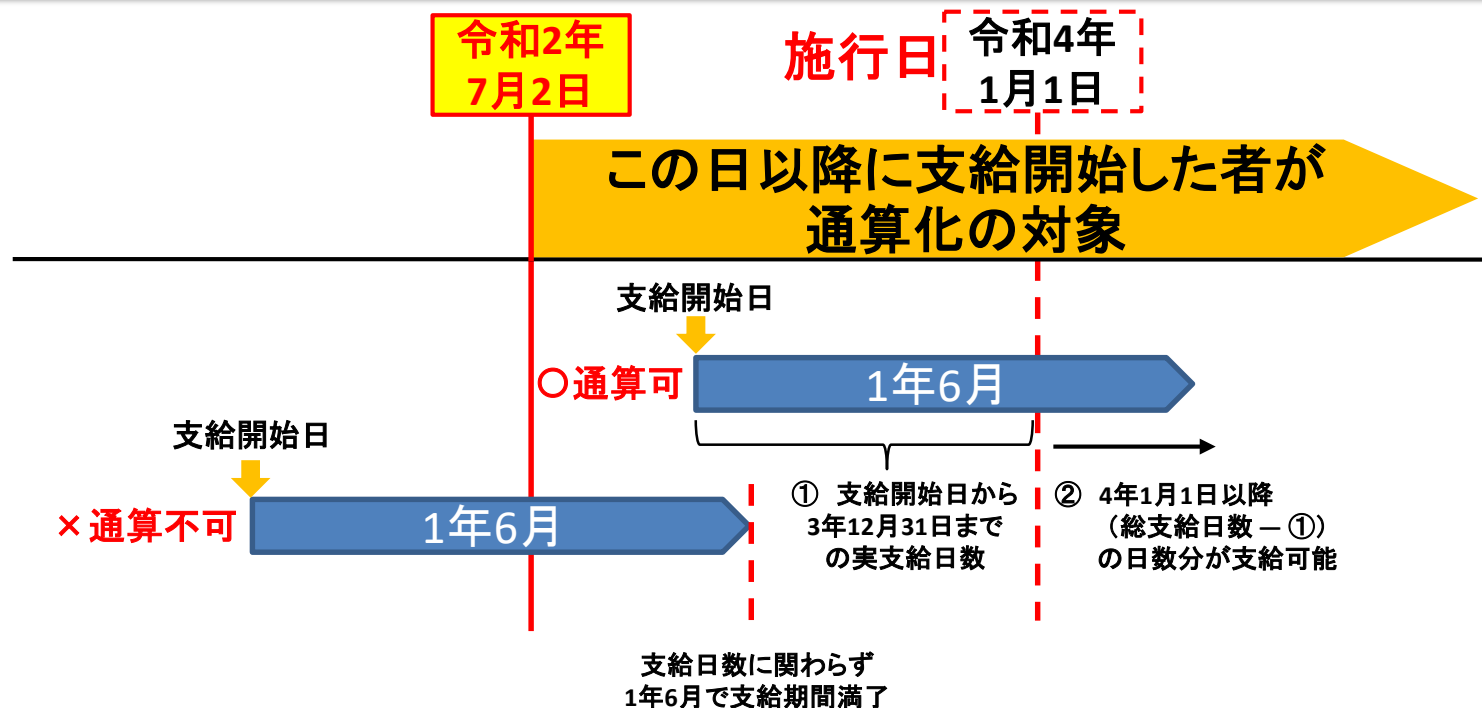


支給期間の通算化の考え方（通算化の適用）

経過措置

施行日の前日において、支給を始めた日から起算して1年6月を経過していない傷病手当金について改正後の規定を適用する

- 令和4年1月1日時点で傷病手当金の受給権がある者（令和2年7月2日以降に傷病手当金の支給を開始した者）については、出勤等に伴い不支給となった期間がある場合、その期間を延長して傷病手当金を支給する



その他

- 資格喪失後の継続給付は、通算化によりどのように変わりますか？
 - ⇒ 継続給付については、これまでと変わりなく1日でも労務可能となった場合、その日以降受給はできません。
- 時効の取扱いに変更はありますか？
 - ⇒ 変更はありません。労務不能であった日ごとにその翌日から起算して2年で消滅時効が完成します。
- 公休日の取扱いについても共済組合と同じ取扱いになるのですか？
 - ⇒ 共済組合は、公休日については傷病手当金の支給対象から除外されていますが、健保組合の取扱いに変更はありません。

任意継続被保険者制度の見直し

【任意継続被保険者制度の概要】

- 任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が、退職した後も、選択によって、引き続き最大2年間、退職前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度。

【従来】

資格喪失 事由	<ul style="list-style-type: none">① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき② 死亡したとき③ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき④ 被用者保険、船員保険又は後期高齢者医療の被保険者等となったとき
------------	--

【見直し後】

(以下の資格喪失事由を追加)

- ⑤ 被保険者の任意脱退を認める

【施行時期】 令和4年1月

任意継続被保険者制度の見直し（任意脱退による資格喪失）

【改正後】令和4年1月1日から

任意継続被保険者が資格喪失を申し出た場合、**申出が受理された日の属する月の翌月1日**に任意継続被保険者の資格を喪失する。

(例)

4年3月17日 任意脱退の申出



4年4月1日 資格喪失

※資格喪失日は4月1日のため
3月分保険料は返還しません

未納喪失は従来どおり

4年3月4日 任意脱退の意向
(3月分保険料納付なし)

↓ 期限まで未納

4年3月11日 資格喪失

※保険料未納により納付期限10日の
翌日に資格喪失

- ・ 保険料を前納した者についても任意脱退は可能であり、前納に係る期間の経過前の資格喪失であれば、未経過期間に係る前納保険料は返還となります

様式案
(健康保険委員伝達資料)

常務理事	事務長	課長	係長	主任	係

健康保険 任意継続被保険者資格喪失 申出書

被保険者(申出者)記入用

被保険者情報	記号	99	番号	○○○○	生年月日	年	月	日
	被保険者証の(右づめ)				<input checked="" type="checkbox"/> 昭和	55	03	18
					<input type="checkbox"/> 平成			
	氏名	(フリガナ) ケンボ タロウ						
		健保 太郎						
住所	(〒 650-0000)			都道 兵庫 府県				
電話番号(日中の連絡先)	TEL 00 (0000) 0000			神戸市○○区△△通1-2				

資格喪失の事由(ア、イ、ウのいずれかを○で囲んでください。)	資格喪失年月日	令和 4 年 2 月 1 日
	(ア) 健康保険または船員保険の被保険者資格を取得したため	
	(1) 再取得後の健康保険または船員保険の被保険者証の記号番号	
	(2) 適用事業所または船舶所有者の名称および所在地	名称 所在地
	(3) 資格取得年月日	令和 年 月 日
	(イ) 後期高齢者医療制度の被保険者となったため	
	(1) 後期高齢者医療の被保険者証の被保険者番号	
	(2) 都道府県後期高齢者医療広域連合の名称	名称 () 後期高齢者医療広域連合
	(3) 資格取得年月日	令和 年 月 日
	(ウ) 任意継続被保険者でなくなることを希望する	
留意事項	・ 資格喪失日は、この申出書を健康保険組合が受理した日の翌月1日になります。 ・ 申出書を受理した後は、申出の取り消しはできません。 ・ 任意継続被保険者証は資格喪失日以後に郵送等で返却してください。	

新設欄

上記の事由に該当するため、申出します。

令和 4 年 1 月 9 日

健康保険組合使用欄	証回収 <input type="checkbox"/> 回収済 <input type="checkbox"/> 未収 (無効通知 年 月 日送付)	保険料還付 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (請求書 年 月 日送付)
-----------	---	---

- ・ 被保険者証の記号番号を記入した場合は不要です
- ・ マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です

受付日付印

※変更後様式は施行日(令和4年1月1日)以降HP申請書ダウンロードコーナーに掲示します。

提出代行者名記載欄

効果的な予防・健康づくりに向けた保健事業における健診情報等の活用促進

【現状及び見直しの方向性】

- 現在、40歳以上の者を対象とする特定健診については、労働安全衛生法に基づく事業主健診等の結果の活用が可能。一方、**40歳未満の者については、同様の仕組みがない。**
- このため、生涯を通じた予防・健康づくりに向けて、健診情報等の活用による効率的・効果的な保健事業を推進していくため、**40歳未満の者に係る事業主健診等の結果が事業者等から保険者へ提供される法的仕組みを設ける。**
- 併せて、後期高齢者医療広域連合と被用者保険者等間の健診等情報の提供についても法的枠組みの整備を行う。

※健保連・国保連についても保健事業の実施主体となり得るため上記同様に情報の提供と活用に係る仕組みを設ける。

【期待されるメリット・効果】

①データヘルスの一層の推進

⇒加入者の状況に応じた効率的・効果的な保健事業が可能になる。
また、集まった情報を協会けんぽや健保連等で統計・分析することで、地域間や業種間、事業所間のデータ比較が可能になり、保険者や事業者等による加入者（＝労働者）の健康課題の把握・対策にも活用できる。
(40歳未満の者の生活習慣病予防対策等にも役立つ。)

②コラボヘルスの促進

⇒保険者と事業者等が同じ情報を基に連携して加入者の健康確保を進めることが可能になり、コラボヘルス（保険者と事業者等の積極的連携による加入者の予防・健康づくりの推進）の実現につながる。

③マイナポ等での健診結果の閲覧が可能になる

⇒事業主健診等の結果をマイナポータル等で閲覧できるようになる。



【施行時期】： 令和4年1月

事業主健診情報の提供に係る本人同意の有無について

社保審・医療保険部会
令和3年7月29日資料

- 現行の40歳以上の者の事業主健診情報(特定健診に相当する項目に限る。)について、提供者(事業主及び旧保険者)ごとに提供・取得時の本人同意の有無は以下のとおりであり、保険者が事業主から提供を受ける場合については、本人の同意は不要である。

特定健診等の実施のための事業主健診情報(特定健診に相当する項目に限る。)の提供【40歳以上】

		提供者		
		事業主	保険者(保険者間引継)	
			オンライン資格確認経由	オンライン資格確認以外
受領者	保険者	本人同意 <u>不要</u> (※1) (高確法第27条)	本人同意 <u>不要</u> (※1、2) (高確法第27条第3項、実施基準第13条第1項)	本人同意 <u>必要</u> (※1、3) (高確法第27条第3項、実施基準第13条第1項)

※1 表中の規定に基づく情報の提供・取得であることから、個人情報保護法第17条第2項及び第23条第1項に定める、法令に基づく場合に本人同意を不要とする例外規定が適用される。

※2 令和3年2月の厚生労働省令改正により、オンライン資格確認等システム経由の保険者間引き継ぎについては、省令上の同意を不要とした。

※3 オンライン資格確認等システム経由の特定健診情報のやりとりでは、オンライン資格確認システムに登録することで、保険者引継ぎを不可とする仕組みを構築している。また、通知において、旧保険者が特定健診情報を現保険者に提供することを希望しない旨の申出(=オプトアウトの申出)について、保険者が資格取得時に、当該申出に係る申請書を配布することや、ホームページ等へ申請書を掲載することなどを通じて、当該申出が可能であることを加入者に周知している。

事業主健診情報に関する個人情報保護のための追加の対応(案)

社保審・医療保険部会
令和3年7月29日資料

個人情報保護に関する追加の対応(案)

- 40歳未満の者の事業主健診情報の個人情報保護に関する取扱いについては、前ページの現行の40歳以上の者の事業主健診情報における対応と同様としてはどうか。
- 併せて、附帯決議のとおり、個人情報保護法や健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス等を保険者に改めて周知することとする。
- なお、保険者が取得できる事業主健診情報については、40歳以上の者の場合と同様に特定健診に相当する項目としてはどうか。

40歳未満の者の事業主健診情報(特定健診に相当する項目に限る。)の個人情報保護に関する取扱い(案)

		提供者	
		事業主	保険者(保険者間引継)(※2)
受領者	保険者	本人同意 不要 (※1) (健保法第150条等)	本人同意 必要

※1 表中の規定に基づく情報の提供・取得であることから、個人情報保護法第17条第2項及び第23条第1項に定める、法令に基づく場合に本人同意を不要とする例外規定が適用され、個人情報保護法に基づく本人同意は不要である。

※2 オンライン資格確認経由での保険者間引き継ぎについては、現時点ではシステム上対応していない。

(再掲)全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)令和3年6月3日参議院厚生労働委員会

八、機微性が高く、第三者には知られたくない情報が含まれ得る健診情報等が、各保険者により多く集約されるようになることを踏まえ、当該情報が適切に管理・運用されるよう、国が責任をもって個人情報保護法等に基づく適切かつ十分な助言・指導を行うとともに、関係法令やガイドライン等の周知・広報を徹底し、併せてガイドラインの見直しなど適切かつ十分な個人情報保護に向けた不断の検討と対処を行うこと。